

明治期における大名華族と旧臣団

——佐竹侯爵家と旧大館給人——

宮 間 純 一

はじめに

本稿は、明治期における旧秋田（久保田）藩主佐竹侯爵家と旧臣（旧藩士）の関係を、出羽国秋田郡大館地域（現秋田県大館市）に居住していた旧臣団の動向から検討するものである。

華族に関する研究は、制度史・経済史の分野から出発した。制度史では、華族制度の基礎的な事柄を解明した大久保利謙の仕事⁽¹⁾、経済史では、近代化の過程で成立した「資本」としての華族家に注目した千田稔の研究⁽²⁾などが一九七〇年代から一九八〇年代の代表的な成果として挙げられる。前者は政治史研究と交わりながら深められ、後者は千田らによる議論を批判的に継承して華族家の財政に関する事例研究を積み重ねてきた。近年では、両分野で各大名華族⁽³⁾家の実態解明が進んでいる⁽⁴⁾。

一方で、二〇〇〇年頃から大名華族を核とした旧藩関係者による社会的結合に着目した研究がさかんとなった。柳

教烈が、旧藩主と旧藩士の「主従意識そのものは脈々として明治時代を貫き、さらに大正、昭和の時代までもながれていたのである」(5)と論じたように、近世大名の旧領地では、廃藩以降も旧藩を基盤とした社会関係が継続していた。地域によって時期・程度の差はみられるものの、大名華族が旧領地の産業・教育・文化などに影響をおよぼしていたことはもはや自明となつてゐる。当該分野の研究を牽引してきた内山一幸は、旧藩主・旧藩士(子弟を含む)などによる「旧藩領と東京の双方に形成される旧藩関係者のコミュニティ」(6)のことを「旧藩社会」と規定して旧柳河藩主立花家と旧藩士をめぐる諸問題を検討し、組織としての大名華族家の構造、立花家による育英事業・農事試験場の経営などについて具体的に説明した(7)。同時期に、内山以外にも旧藩社会に関心を寄せる研究者が複数現れ、旧佐倉藩・旧米沢藩・旧山口藩などをフィールドにした成果も発表されている。いまや日本近代史研究の分野で、旧藩社会の研究は一潮流をなしているといつてよい(8)。

この研究群が明らかにしたことの一つとして、旧藩主家をめぐる旧臣同士の対立が挙げられる。旧藩社会を構成する旧臣たちは決して一枚岩ではなく、側近グループと一般の旧臣、在京の士族と旧領に住む旧臣たちの間には精神的・経済的な溝が存在した。このギャップは、時に旧臣間に利害・意識の衝突を生み、物心両面での大名華族家の奪い合いとでもいふべき相克を生じさせた。それは、御家騒動や先祖顕彰などといった大名華族家に対する旧臣たちの意識が前面に押し出される場面で表面化し、旧藩社会に分断を引き起こした(9)。

しかしながら、旧藩社会は側近―一般の旧臣、東京―旧領のようなシンプルな二項対立像で完全に把握できるものではない。旧藩の性格や規模などによつて相違はあるものの、旧藩社会の内部にはより多くの小集団が存在しており、重層的で複雑な構造をもつていた。これら小集団の起源は、近世の家中における身分の序列にさかのぼることができ、場合によっては、居住地などの地理的な条件に規定される場合もあるだろう。これまでの研究では旧藩社会内部のおおまかな構図が示されるにとどまっているが、次の段階としてはそれをより細かく解剖し、ミクロな視点で解析する作業が必要とされる。

そこで本稿では、在地で独自の社会関係を築いていた旧大館給人と佐竹侯爵家との関係を追跡することで右の課題

を考えるための一助としたい。とくに、明治十年代に佐竹家で起きた御家騒動を中心的な話題にすえる⁽¹⁰⁾。この騒動については、千田稔が概要を紹介しているが⁽¹¹⁾、管見の限り専論はないので、旧大館給人の視点に立ちながら事件の経緯解明にも努めたい。

一 廃藩直後の「貢献」

(一) 大館給人と中田家

大館は、現在の秋田県北東部に位置する大館盆地と周辺の山々からなる地域である。近世においては、羽州街道などが通る交通の要衝であるとともに、弘前（津軽）藩や盛岡（南部）藩と接壤する防衛上の要地でもあった。一六〇二年（慶長七）に佐竹氏が出羽に入封するとその支配下に置かれ、佐竹氏の一族である小場義成が大館城（桂城）に入った。小場氏は佐竹氏（佐竹西家）を名のり同地の統治にあたったが、大館城下には佐竹西家の家臣（佐竹本家からみた陪臣）のほかに佐竹本家の直臣である給人（給士・組下）も居住していた⁽¹²⁾。本稿で分析対象とするのは後者の給人の動向である。

大館給人は、佐竹本家と佐竹西家の連絡役を担当し、西家と連携して大館地域を統治したが、本家直属の家臣であり自律性を有する集団でもあった。一六九四年（元禄七）に作成された分限帳によれば、大館城代佐竹六郎の持高は一萬三千石、大館給人は総数一三九名で、そのうち七〇石以下が一〇七名、一〇〇石を超える給人はわずか一六名であった⁽¹³⁾。給人は、大館城内の御用役所に出仕して藩庁からの通達や訴訟の上申などを取り扱うとともに、城代の裁定を受ける職務を担って「小支配」とも称された。また、給人は藩境を維持する御山役、藩営林の経営をもつぱらとする林役、郷校博文書院の教授・詰役などを務めている⁽¹⁴⁾。

行論にあたっておもに利用するのは、大館給人の中田家に伝来した文書群⁽¹⁵⁾である。中田家の詳細は、先に発表した別稿⁽¹⁶⁾と「中田家文書」の目録の解題⁽¹⁷⁾に記載したことがあるのでそれらを参照されたいが、論述を進めるに

あたつて必要な最低限の事柄のみ記しておきたい。

中田直道（定之助）が、一八一一年（文化八）に藩へ提出した系図⁽¹⁸⁾によれば、中田家は常陸以来の佐竹家の家臣で、一六〇二年の佐竹義宣の出羽移封にともない大館へ移り住んだ。中田定直は三〇石を給与され、のちに二〇石を増されたが、一七三四年（享保十九）時点では、秋田郡花岡・摩当・山田村に合計三六石六斗四升一合、一八四八年（嘉永元）時点では、釈迦内・片山・沼館・櫃先村、山本郡水沢・金光寺村が加わつて五五石三斗三升二合となっている。以後、一八六九年（明治二）まで中田家の知行地・持高に変化はみられない⁽¹⁹⁾。大館給人としては、平均的な規模の家だといえる。

中田家は、一八六八年（慶応四）に発生した大館の戦いが画期となつて地域社会における存在感を増したとされている。大館の戦いは、奥羽越列藩同盟の一翼を担つた盛岡藩が、同盟を離脱した秋田藩領内へ侵攻したことで発生した戊辰内乱の局地戦で、大館城下はこの戦闘によつて灰燼に帰した⁽²⁰⁾。当時の当主直贇（学助）の息子太郎蔵（拳直）は、この戦いに一部隊を率いて参加し、多大な功績を挙げたとされ、佐竹本家から褒章を受けている。戦後、太郎蔵をはじめとする大館給人や領民たちの働きぶりは、佐竹本家の指示で作成された軍功記録⁽²¹⁾にまとめられ、廃藩後も大館の戦いは秋田藩・「官軍」の側に立つて奮闘した地域社会共有の「御一新」の記憶としてたびたび想起されることになる⁽²²⁾。

とりわけ、中田家中興の祖とされる太郎蔵の軍功は、中田家が名望家として確固たる地位を獲得してゆく過程でたびたび持ち出された⁽²³⁾。中田家は、近世後期から貸金業を通じて財を蓄え、明治期以降は太郎蔵とその子直哉の二代にわたつて大地主に成長するとともに⁽²⁴⁾、大館町長・由利郡長・仙北郡長・秋田県会議員などの公職を歴任した⁽²⁵⁾。一九〇九年（明治四十二）時点における中田家の所持金は、九万七千二百五十一圓、隠居特有財産三万二千八百五十六圓、持株一〇七七株・額面六万六千八百〇圓⁽²⁶⁾、一九二一年（大正十）時点の所有地は、宅地一五〇〇坪、家屋・土蔵七三坪、田地五〇町歩であつた⁽²⁷⁾。

直哉は、この潤沢な財産の一部を寄附して一九二一年四月に財団法人衆楽園を設立した。衆楽園は、「中田太郎蔵

ノ遺志」によつて「公衆会同ノ便益ト其休養慰安ヲ計ル」ことを目的に作られた組織である。直哉は、内務大臣に提出した申請書において設立の動機を史料1のように述べている。

【史料1】

故中田太郎蔵ハ秋田藩ノ旧臣ニシテ、天保八年ニ生レ、大正三年七拾八歳ヲ以テ死ス、明治戊辰ノ役秋田藩士組頭トナリ従軍、王政維新ニ際シ、家貧ニシテ老親弱子アリ、志ヲ仕途ニ絶チ、専ラ家産ヲ治メ、旧藩主貢献金ノ事ヲ幹シ、老親ヲ養ヒ、二子ヲ教育スルヲ以テ念ト為ス、其間艱苦辛酸ヲ嘗メ、漸ク家道ヲ起スニ至レリ、晩年財物ヲ郷里公益事業ニ寄与セントスル意思ヲ懷キ、不幸急病ニ罹リ死ス、設立者ハ亡父ノ遺志ヲ体シ、本法入ヲ設立シ、其記念事業ト為サントスルモノナリ⁽²⁸⁾

七年前に死去した太郎蔵の記憶と大館の戦いの記憶とが語られ、中田家の跡を継いだ直哉が私財の一部を「郷里」へ還元しようとする意図が述べられている。太郎蔵を含む旧大館給人や、大館の戦いを経験した住民たちにとつて「御一新」の内乱は特別な記憶であつた。中田家は、名望家として成長を遂げてゆく過程で、大館の戦いに従軍した太郎蔵の功績を何度も語り、大館の集会的記憶における特異な立場を築いてゆく。近世には突出した存在ではなかつた中田家が、地域社会における存在感の増大を背景に廢藩後の大館の旧臣団では指導的な役割を担うようになる。

(二)「貢献条約」

一八七二年(明治四)七月に廢藩置県が断行され、旧諸侯に東京への移住が命じられると、旧秋田藩主佐竹義堯も秋田の地を離れることになる。義堯移住後、一八七二年四月に、大館城跡の南西部に位置する長倉町の旧藩士三五名は「貢献条約書」を作成した。大館の給人は三の丸・長倉町・横町・谷地町・桜町・部垂町・赤館町・近藤町・下夕町(土手町・仏町・川子町)に分かれて居住していたが、長倉町は大館城下の武家町の一つであり、「貢献条約書」

に署名した三五名は同町在住の旧給人のすべてである(表)。

【史料2】

貢献条約書

旧君公(台頭)江御貢献納米之基礎相建候儀者、時世変遷豈図 君臣已ニ千里之外ニ分裂致候事ニ立至、各祖以来奕世洪大之御恩沢を蒙り、万分之一茂奉報度、衷心より出候上ハ、各自子孫ニ至迄幾重ニも尽力致、何儀も御為筋を奉存、一同熟和公平至当を旨とし、私論を禁候事

一、給禄之多少ニ応し、各連印之通出来可致候事

一、各々出来都而無残売払、代金委細末紙勘定之通、当申年々来ル子年迄貨殖、向五ヶ年目ニ五百余両ニ致候見込ニ而、其節田地買入、其作得米を以永世貢献ニ備候事

但田地不便之筋相生候者、時宜ニよる

表 大館給人から佐竹本家への貢献米出米状況

氏名	出米	明治2年改正給録	氏名	出米	明治2年改正給録
横山運之助	3石2斗6升	32石5斗6升	藤田五左衛門	1石3斗8升	16石2斗8升
岸規矩治	3石2斗6升	32石5斗6升	大山市郎	1石3斗8升	16石2斗8升
武石伝左衛門	2石9升2合	22石7斗9升2合	泉静也	9斗2升4合	13石2升4合
中田我太郎	2石9升2合	22石7斗9升2合	武石形之助	9斗2升4合	13石2升4合
大澤尾蔵	2石9升2合	22石7斗9升2合	大越源太郎	9斗2升4合	13石2升4合
中田千代治	2石9升2合	22石7斗9升2合	上平勇馬	9斗2升4合	13石2升4合
武石祐太	2石9升2合	22石7斗9升2合	青柳治右衛門	9斗2升4合	13石2升4合
小林忠助	2石9升2合	22石7斗9升2合	杉山銀平	9斗2升4合	13石2升4合
近藤雄八	2石9升2合	22石7斗9升2合	中田五兵衛	9斗2升4合	13石2升4合
泉文録	1石3斗8升	16石2斗8升	岸幸右衛門	9斗2升4合	13石2升4合
清水甚右衛門	1石3斗8升	16石2斗8升	岸弁之助	9斗2升4合	13石2升4合
泉竹之助	1石3斗8升	16石2斗8升	藤田平治	9斗2升4合	13石2升4合
青柳佐司馬	1石3斗8升	16石2斗8升	岸卯兵衛	9斗2升4合	13石2升4合
中田学助	1石3斗8升	16石2斗8升	中田市之助	9斗2升4合	13石2升4合
大澤正	1石3斗8升	16石2斗8升	杉山勝蔵	6斗7升	11石7升
田村千代助	1石3斗8升	16石2斗8升	岸慎三	6斗7升	11石7升
青柳源之助	1石3斗8升	16石2斗8升	小林才助	6斗7升	11石7升
田村時松	1石3斗8升	16石2斗8升			

出典「中田家文書」25F90-1~3(国文学研究資料館所蔵)、「明治2年改正給録分限」(笹嶋定治編『大館戊辰戦史』、名著出版、1973年)

へき事

一、年々丁評之上、右金子取扱之方三人相立可申、其仁固辞不相成候事
但金子預候方〆証札可差出、其文言雛形末紙江相記

一、年々十一月廿五日丁評之席江預金持參、尤勘定差引書差添可差出候事

但差引書〆此帳面尻江即席写上ケ、其末江丁内連印可致候、尤欠席之方者代判之事
右帳面証文差引書等預人之儀者丁評之上可取極事

一、此帳面并二証文差引書等之写惣して一冊二致し、日記前江備置候事

貢獻備金預証文之事

一、通用金子何百兩也、右者 （台頭） 旧君公江貢獻備金ニ而御預致候処実正也、然ル上者本年何月〆毎月式分之利足

を加、年号干支一月廿六日限元利取揃御返可致候、他之賃借とは違ひ、委細前文之通重き儀ニ候故、如何なる
變世と相成、融通之意相絶貸方捨ニ相成候共、右を以一言申訳不相立者固〆之事ニ候得共、死生存亡は難期事
二而、然上者親類誰ニおゐて、屹度相償御丁内之御本志を相先間敷候、仍之連印如件

金子預主

苗字名印判

年号

償請人

苗字名印判

月日

何某殿

前年金預リ
人ノ姓名宛

外三十三名御中

尚々各様御名前ハ誓書連印帳ニ有之候間略之、如此相認申候、以上

即日(29)

「貢献条約書」は、秋田を離れた佐竹家に対する「各祖以来奕世洪大之御恩沢」に報いるべく企図されたもので、旧主家への貢献のために三五名が各自の給録に応じて出来した。積み立てられた合計で四九石四斗四升二合の米は、すべて換金され、五年を目途に運用して「貨殖」し、これを資金として購入した土地からあがる小作料を永続的に佐竹家へ献上しようという目算であった⁽³⁰⁾。この計画は、やや遅れて一八九九年（明治三十二）になり、ようやく実を結ぶことになる（後述）。「貢献条約書」は、廃藩後も長倉町の旧大館給人が佐竹家との主従関係を維持し、佐竹家の旧臣団としてのアイデンティティを持続するための役割を果たしたと考えられる。

二 佐竹義脩の帰籍と旧大館給人

宮内卿代理兼宮内少輔山岡鉄太郎は、一八八二年（明治十四）八月十六日付けで佐竹義脩の隠居と佐竹義堯による佐竹本家の再相続を太政大臣三条実美に届けた⁽³¹⁾。また、九月八日に義脩は位記返上を願い出て、十一月一日付けで太政大臣・右大臣・左大臣から天皇へ上奏。まもなく裁可されている⁽³²⁾。義脩は、秋田藩の支藩であった久保田新田（岩崎）藩の藩主家出身で一八六五年（元治元）に義堯の養子として佐竹本家に迎えられた。一八七二年には、義堯の隠居にもなつて家督を相続していたが、佐竹家の財政逼迫の責任をとつて実家へ帰籍することとなった。

義脩の隠居に疑念や不満をもつ旧秋田藩士のグループは、旧藩士築碓也が作成した檄文を関係者へ廻した。一八八一年十月十六日、築の同志である川井忠雄・鈴木維孝らが旧大館給人のもとへもこの檄文を届けている。もつとも、これより前に中田太郎蔵には上京遊学していた中田直哉よりすでに情報が寄せられていた。太郎蔵が把握したところによると、義脩は陸軍中尉濱野某なる人物に欺かれて、金一万五千円の借用証、ついで金十萬円の連借証に名義を貸してしまい、多大な負債を背負うことになった。要するに詐欺被害にあったようだが、この過失によって義脩は、華族の体面を潰したと義堯の怒りを買って謹慎を命じられた。これ以後、義脩は東京の本所区中ノ郷瓦町（現東京都墨田区吾妻橋）にあつた佐竹邸（東橋邸）へまったく出仕しなくなった。そのまま退隠してしまう様子すらうかがえたの

で、在京の旧臣のうち「有志」はそれを食い止めるべく水面下で復帰に向けて周旋したが、七月になって義脩は隠居を宣言してしまった。ここにおいて、在京の根本通明・青柳忠一・大島久直らは、義堯と義脩の間を奔走して事態の収拾を図ろうとするも、中川勝敏・大繩久悠・秋山直ら義脩の責任を追及して追い落とそうとする旧臣たちによって遮られたという。そこで根本たちは、山岡鉄太郎や華族部長局へ働きかけて、義脩から届け出があっても隠居を認められないように内願した。だが、佐竹家から公的な手続きを踏んで出願されれば、宮内省としては通例にしたがって指令を出さざるを得ない、との返答を得るばかりであった。そのとおりに八月十七日、宮内省は義脩の隠居願いを承認した。これを受けて、在京の「有志」たちは「君側ノ姦」を除き、義脩の再起を図るべく秋田の旧臣に対して巡幸に供奉して山形県に滞在している宮内卿徳大寺実則へ働きかけるよう依頼した。この頃には、隠居ばかりではなく、義脩の離籍（岩崎佐竹家への帰籍）や位階返上も旧臣たちの話題に上っていた。秋田在住の旧臣小泉吉太郎らは、東京からの要請にしたがって酒田（現山形県酒田市）で徳大寺に面会し、義脩の隠居願いの承認を猶予するようお願い出て「懇篤ノ諭達」を受けたという³³。

こうした動きの中で、注意深く情報を集めていた太郎蔵らは独自の行動に出る。大館の旧臣団でも中心的な地位にいた横山勇喜と太郎蔵は、十月十七日に檄文を作成して大館在住の旧藩士たちに廻達し、翌日の午後、各町の代表者を招集して集会を開催した。会議の結果、惣代一名を東京へ派遣して佐竹家へ歎願すべきことに一決。その夜、各町でも評議が開催されて翌日「一郷決議」となり、惣代人の選挙が行われた。投票により横山勇喜が総代人（七九票）、次点が太郎蔵となり（六〇票）、賛同者は「同志契約書」へ署名して上京のための費用を出し合った³⁴。横山が上京して十一月九日に義堯へ奉呈した願書は、史料3のとおりである。

【史料3】

従四位様先般御隠居尚御位階御返上ト御離縁ノ被 仰立被遊候、其由テ来ル所十万円ノ金某々ノ奉欺ヲ御信用被遊、御負債ト相成ヨリト伝承一同恐入奉存候、抑突葉ノ 御名家タル戊辰ノ歳 御拜戴ノ 勅書顕然トシテ 朝

明治期における大名華族と旧臣団（宮間）

廷深く嘉奨セラレ普ク伝播スル所、加之西南ノ役殊ニ御奮發矢石ノ難ヲ冒セラル、ハ頗ル 朝廷ヘノ御忠勤、且ツ 御先代様ヨリノ 御英名ヲ掲サセラル、又孝養ヲ尽サセラル、ノ深キ思召ト奉存候、然ルニ此度ノ御大事ニ至ラセラル、ハ、御奉職中御別居ニテ晨夕ノ御伺候モ成ラセラルヨリ、奸佞ノ輩其御間ニ乗シ、種々奉構候ヨリ可有之ヤト窃ニ愚考候、仮令 朝廷ヘ被為対不被為濟御身持ニテ御相統被遊難計候共、御隠居ノ上重キ御慎ミ被仰出候ハ至当ノ御儀ニテ、御離縁ト申儀万々不可被為有儀ト奉存候、況ヤ御負債ノ一事ニテ御身上二拘ラセラレ候ハ御忠節ヲ尽サセラルレ御孝道ヲ御守リ被遊候所、 朝廷并ニ 御先代様ヘ被為対如何ト奉存候、 御独決ニテ実否御弁明可被遊ハ、御壮年ノ御氣象金錢等屑モ不被思召ヨリ、欺騙ノ奸謀ニ陥ラセラル、ハ御不行届ノ御一端ニ可被為有候得共、譬ハ御同勤ノ困難ヲ慳吝ノ為御救不被成等ノ類トハ軽重年ヲ同シテ可奉論ニアラスト奉存候、御忠孝ノ大綱ニ拘ハラセラルレ候ニ無之、只御負債ノ御過失ノミニテ御大事ニ至ラセラレ數百年來他ノ論ヲ毫モ御受ケ不被遊、御名家ノ御闕事ト相成リ、奸臣ノ佞言ニ御聰明ヲ掩ハセラルレ候様ノ他論ヲ受ケサセラレ候儀実ニ重畳恐入奉存候、依テ被仰立ノ儀御願下ケ被成下度、大館一郷并近傍居住旧御家臣一同奉歎願候、協議ノ上惣代人横山勇喜上京為致候、此段御採用被成下度奉存候、以上⁽³⁵⁾

この願書には、旧大館とその近隣に住む旧臣三〇八名が署名している。詐欺被害に遭い多大な負債を背負った義脩の責任には言及しつつも、金錢のトラブルで「御離縁」とまでするのは行き過ぎであり、義脩を厳しく処分しすぎることでかえって「御名家ノ御闕事」になることの方が問題であると指摘している。「御負債ノ御過失」よりも「忠孝」や旧大名家としての体面を重視する近世的觀念に基づいた意見であることが読み取れる。

東京の旧臣たちが義脩の帰籍を推進する派閥とそれを阻止しようとするグループに分断され、さらにはその状況を見ながら旧領の旧臣たちも独自に運動を起こしたことで事態は混沌とする。結果的に、義堯と義脩帰籍推進派は強引に決着をつけようとした。十月中には、義脩を帰籍させようと画策する須田盛貞ら三名が、旧臣たちの歎願にかかわらず、義脩帰籍の指令を速やかに出すように宮内省へ史料4を提出している。須田は、幕末から明治期にかけての佐

竹家の重臣で廢藩直前の時期にも秋田藩大参事などの要職を務めていた。義脩帰籍後には、佐竹家の家令心得に指名されるなど義堯の信任も厚かった人物である。

【史料4】

私共旧主佐竹義脩儀事情不得止次第有之父義堯ニ於テ断然決意、宗親族一同協議退隱致サセ候処、更ニ前非悔悟モ無之、自分ヨリ強テ帰籍ヲ願候ニ付、帰籍出願仕部長局調査済之末上申相成候上ハ、御指令御猶予等アラセラレヘキ様無之儀ト奉存、是迄県地ニ在テ只管御允許ヲ祈望罷在候得共、斯迄御指令御稽遲ニアラセラレ候ハ畢竟旧臣ノ中陸軍士官奉職之者両三輩首倡在京旧臣共ヲ鼓動シ、徒ニ義脩ノ一身ヲ擁護シテ深ク旧主家ノ安危ヲ慮ラス、向々工歎願愁訴仕候故坎ト奉伺候、乍去県地ニ於テ苟モ旧主家ヲ憂慮致候者共ニ於テハ、一門及旧重臣以下多分義堯ノ処分ニ安心仕居候処、其中ニ異論ヲ唱候者有之、精々理解致候得共成否ヲ問ハス、将来ヲ論セス、情志ヲ尽シ事成サレハ止ムト云々、一途ニ拘着在京同志ノ者共ト互ニ氣脈ヲ通シ、或ハ^{（官出）}輦下ニ訟ヒ、或ハ官省ニ逼リ、義脩ヲシテ退隱ノ一事ニ止ラシムルノ計畫ニ奔走仕リ、徒ニ官省ヲ奉煩候段憂慮ニ堪ス、今般旧臣共協議ノ上私共出京此地ノ実況委細見聞仕候処、隱居帰籍出願ニ至モ実ニ無余義次第二シテ、義堯父子ニ於テ確然不動決シテ他ノ勢力ヲ以願意変更可致様無之候故、速ニ御允許相成候様被成下度伏而奉懇願候、若シ帰籍出願之儀ニ付、其宜キヲ得ス、迅速御指令ニナラセラレ難キ御含ニモ有之候ハ、拝承仕度奉存候、右ニ付一門佐竹義尚儀モ出府可仕候処所旁ニ付、到着延日ニ相成候故一ト先私共ヨリ奉願候也

明治十四年十月

須田盛貞

信太意舒

稻川直清(36)

義脩の隠居・帰籍は、須田ら側近グループの陰謀ではないかとの疑念をもった東京・秋田の旧臣たちが運動を展開

したことにより、旧藩内外を巻き込む大きな混乱が生まれたことが読み取れる。事態の収束を図って、義堯の名をもつて十一月に史料5が出された。

【史料5】

今般義脩儀願之通位記返上被聞食婦籍御届済相成候、然ハ該件ニ付旧臣中各所見ノ廉ヲ以テ恟ヒ忠告ノ次第、畢竟当家ヲ憂慮致候誠心ニ出候段深ク感人候、併シ婦籍之儀ハ不得止ニ出候事ニテ、既ニ御指令相成候上ハ一同雍和ヲ主トシ、情義ヲ重シ将来相共ニ厚ク親睦致候様冀望候也

十一月

義堯(37)

この一件からは、佐竹家の御家騒動をめぐって旧藩社会を構成する旧臣の小集団がそれぞれ固有の論理で運動を展開していることが読み取れる。大きく分類すれば、須田ら義脩婦籍推進派とそれ以外の反対派に色分けできるが、反対派の内実をみると東京の旧臣、久保田城下の旧臣、大館の旧臣といった各集団が、連絡関係をもちつつも独自の行動を取っていたことが確認される。

三 佐竹義堯没後の混乱と「奸臣」排斥運動

(一) 御家騒動の展開

佐竹義堯の文書によって事態は沈静化したかにもえたが、一八八四年(明治十七)十月に義堯が病没すると騒動は再燃した。義堯の実子佐竹義生が当主の座につくが、義脩離籍後も佐竹家の台所事情は改善されていないどころかさらに悪化していた。一八八五年一月時点における佐竹家の負債は、十万七〇六〇円にもおよんでいる⁽³⁸⁾。この財政難を乗り切るべく旧岩崎藩主佐竹義理が義生の後見人となり、家政改革に着手することになる。義理は、旧相馬中村

藩主相馬家の出身で義脩の兄にあたる人物である⁽³⁹⁾。以下、中田太郎藏の手になる「東橋一件」⁽⁴⁰⁾などから事件の経過をたどっていきたい。

佐竹義理は、佐竹家の財政が悪化した元凶を家令心得・家事加談須田盛貞らに求めた。義理は、須田の行状で「宗家ノ安危ニ關係シ寛飯スヘカラサルモノ」として史料6の四件をあげている。

【史料6】

危険起業ノ件

一、義堯病中其精神ノ朦朧ヲ時トシ、院内鉦山采鉦ノ業ヲ起サントシ、之ヲ官ニ出願セル事
壅蔽耳目ノ件

一、鉦山采鉦出願ノ際、其筋ヨリ危険ノ業ナルヲ以テ停止スヘキノ内諭アルモ、其实ヲ白サス、采鉦方法ノ質問アルヲ以テ之ヲ上申セリト復命ス

一、義堯病中鉦山及募金ノ為メ、義生ヲ秋田県ニ赴カシメンコトヲ義生ニ勸告ス、而シテ旧藩士根本某ノ讜議ニ沮セラレ之ヲ廃ス、因テ家扶大島某ヲシテ赴県廃止ノ旨ヲ義生ニ白サシム、而シテ義生ノ祖母ニ白スニ義生赴県ノ議アルモ、某之ヲ停止セリト、衷裡反覆ノ言アルコト

一、義堯没後其筋ヨリ改革節儉等ノ忠告アリシニ、之ヲ拒ンテ納レズ、而シテ其筋ニ於テ自己家政旧貫ニ仍ルノ意ヲ賛成セルノ旨ヲ復命セルコト

財用無度ノ件

一、義堯発病以来会計総括ヲ負担セルニ、大小出納ノ帳簿ヲ存セス、諸用度贅味ノ事

一、財政困難ノ際、采鉦募金ノ内秋田県へ遣リシ者へ過当ノ旅費ヲ給与シ、及旧藩士へ不規則ノ証書ヲ以テ分外ノ金ヲ貸与セルコト

一、義堯病中財政困難ニ際シ、別館新築ノ挙アルモ之ヲ諫止セサル事

明治期における大名華族と旧臣団（宮間）

一、義堯没后内親ノ檢閲ヲ經ス、其手元金ヲ支出セル事

信用小人ノ件

一、鉦山危険ノ事業ヲ企図シ、利アレハ各自之ヲ分取シ、害アレハ之ヲ主家ニ帰セントスルモノ数名アリ

一、鉦山実験及ヒ募金ノ為メ秋田県ニ赴キシニ、県中金融不通ノ形況アルヲ以テ、其議ヲ發セシテ帰京シ、而シテ来十八年ノ春ニ至レハ数万金ヲ募得スヘシト復命ノ者二名アリ

一、財政困難ヲ顧ミス、過当ノ手当金ヲ領受シ之ヲ決算セス、其剩余金ノ棄捐ヲ乞フモノアリ

一、周旋料ノ名目ヲ以テ一千金ヲ領受シ、数年間其決算ヲナサ、ル者アリ

前条ノ外小人ノ行為恠ムヘキ者夥多ナルモ、私行ニ渉ルヲ以テ之レヲ略ス

右四件ノ外、盛貞ノ行為不正ト認ムル者数件アルモ、或ハ其実証ヲ得ス、或ハ鎖事ニ渉ルヲ以テ斯ニ記セス⁽⁴⁾

これらがすべて事実かどうかは別としても、義理が就任後短時間で調べ上げたにしてはあまりに詳細である。義堯生存中から家職の中に須田らの不正を暴こうとする者がおり、そこから情報を入手した義理が須田を弾劾したと考えるのが自然であろう。

一八八四年（明治十七）十一月中旬頃、義理は相馬家の家令志賀直道を通じて宮内少輔香川敬三へ連絡し、佐竹家の内情を伝えたようである⁽⁴⁾。香川は義理の意を汲んで、須田と佐竹家家扶大島定の兩名を宮内省に呼びつけ、佐竹家の財政状況について忠告を重ねた。だが、須田らは義堯の遺策があるとの一点張りでこれを突っぱねつづけ、根負けした香川は「宜シク其意ノ如ク」と発した。須田らは、この一言を切り取って義理と諒鏡院（佐竹悦子、義生祖母、佐竹義陸妻）に「香川少輔賛成ヲ得たる」とのみ報告したという。これをいぶかしんだ義理は、香川に直接会って確認すべく、十一月二十日夜に面会した。香川の証言で事実が明らかになったことにより、義理は義生と諒鏡院に言上した上で二十二日に須田を家令心得・家事加談の職から解いている。もとより義理は、須田に対してこれ以前から辞職を勧告していたが、須田はやはり義堯の遺志を盾にして拒否していた。須田は、香川との一件を口実に解職に

追い込まれたかたちとなる。

しかしながら、事態はこれで収まらなかった。二十三日になって義生と諒鏡院が、義理と義理とともに家政改革を進めようとしていた狩野良知（旧佐竹西家家老）に対して「先君遺托ノ重役」である須田の再勤を要請した。義生は、須田本人に対しても「反対論者ヲ退ケシ後ハ盛貞ヲ再勤セシムル」から「県地へ帰ルコト勿レ」と内々に書簡を送っている。義理は当然これを拒絶し、須田にかわって狩野良知を家政加談、白土清忠を家扶手伝、根本通明・青柳忠一ら四名を評議員に任命している。いずれも須田らとは対抗関係にある改革派の旧臣たちである。二十五日に義理は、家職一同に対して①「御負債償却所分之為メ諸書類ヲ調整スル事」、②「御所有財産ノ書類ヲ調整スル事」、③「十八年度ノ経費ヲ予算スル事并ニ経費上節減ノ方法ヲ調査スル事」、④「家則起草并家職員ノ職務権限ヲ定ル事」、⑤「御負債中宮内省拝借ハ特別之御保護ニ出ルモノニ付、此際十ヶ年置据ノ上、七ヶ年賦上納ノ事ヲ請願セン」との六か条を家政改革の具体的な指針として示した。

だが、義生は須田の復職をあきらめず、十二月二十三日に再度義理に訴えた。その理屈は「盛貞ノ輔佐ノ事ハ従二位公ヨリ命セラレタル者ナルヲ以テ私ヨリ解クヘキモノニアラス」というもので、ここでも義堯の遺志によって須田の人事に正当性をもたせようとしている。須田の再任を支持していたのは義生や諒鏡院だけではなく、須田茂穂・梅津圭蔵ら「東京之定住ノ輩」もこれを後押ししていた。さらに、須田による檄文や義生や諒鏡院の弁に応じ、家扶や家従にも同調する者が現れており、佐竹家中は混乱の様相を呈していた。義理は、旧臣らを鎮めて反対派を解職しようとしたが、義生はこれを拒み、それぞれころか三十一日に「須田盛貞ハ未タ輔佐ヲ免セサル心得ニ付、本日ヨリ出勤セシムル」と義生に告げて、須田の復職を強行しようとした。

これによって義理は、翌年一月、宗族・親族および華族部長局と謀り、一月二十四日に「宗親両族連合会議」を開催した。会議では、宗族から南部利剛（旧盛岡藩主）、親族から伊達宗城（旧宇和島藩主）が選挙により選ばれて佐竹家の相談職に就任した。二十六日には、宗族南部信民（旧七戸藩主）と親族松浦詮（旧平戸藩主）が両族の総代として義生と面談し、佐竹家に相談職を置くこと、須田は家政から退け、家令・家扶は旧臣の中から公選すべきことを

告げた。義生は、その場では「熟考」と回答したが、翌日南部信民に対して家職は旧来のままとし、相談職は無用であると言いつつ放った。つまり、宗族・親族の意見には従わず、自己の意向を押し通そうとする姿勢を示したのである。これに対して、宗親両族は、ひとまず義生・義理が連署した旧藩士民向けの諭告書を頒布するように指示して収束を図った。だが、状況が改善しないため、二月六日に親族の浅野長勲（旧広島藩主）・伊達宗城・松浦詮は、義生に宛てて「向後御相談筋ノ義及御断候」との書簡を送りつけた。業を煮やした義理も、二月中に宗親族と義生・諒鏡院へ辞職を申し出ている。ただし、これをもって義理が、佐竹家を完全に見放したわけではなく、三月三十一日付けで南部利剛に対して「不本意ナカラ仮令一時義生ノ意ニ戻り候トモ、達シテ更ニ其財政及ヒ其他ノ改革ニ着手シ、一家ノ基礎ヲ立テ、之カ永遠ヲ図り候」と述べているように、以後も家政改革には関与しようとしていた。

この後も宗親両族と義生との間で押し問答がつづき、義理と交代して後見人に就任した松浦も対応に悩まされた。須田本人も相変わらず抵抗する姿勢をみせ、松浦にも史料7のように弁明している。

【史料7】

今般佐竹家々政御改革ニ付、盛貞カ当義生公ノ輔佐人タルコトヲ解任セラルヘシトノ義ニ候得共、右ハ直チニ貴命ニ從ヒ難キ事情有之候条、左ニ可申立候

一、盛貞儀躬自カラ謫劣ナルヲモ顧ミス、当佐竹家幼君ノ輔佐人ト相成居候義ハ、明治十五年中御先代義堯公ニ於テ

一、自今家事向加談及義生輔佐ノ義委託候条、追テ家族取纏メ当地移住致当家ノ為メ永ク尽力有之度不堪企望ノ至候、依テ依頼書如件

佐竹義堯 但御親筆ニ有之候

懇篤ナル御懇諭ヲ蒙リ辞スルニ言ナク、敢テ御請仕候訳柄ニ有之候、然ルニ昨十七年中義堯公御逝去ノ後チニ至リテ、前後見人義理公ヨリ家政加談ヲ免スルノ達ヲ蒙リ、盛貞謹テ其命ニ応シ御家政ニ与ラサル義ニ有之候、然

ルニ今貴命ニ依ルトモハ佐竹家々政改革ニ付云々トアリテ、恰モ盛貞カ御家政向ニ参与スルモノ、如ク思惟セラ
ル、ハ甚タ了解難仕次第ナリ、且加之昨十七年中義堯公御逝去以來当義生公ニ於テモ尚ホ親シク盛貞ノ輔佐ヲ望
ムトノ趣意ニテ縷々御依託相成候義ニ有之候事

右之次第第二付、盛貞ニ於テハ故義堯公御存生中篤キ御懇諭ニ背戾スルコト能ハサル而已ナラス、当義生公ノ懇篤
ナル御依託ニ違反候義ハ実ニ情誼ニ於テ為シ能ハサル事ニ付、尚ホ此上ハ貴下ニ於テモ盛貞カ心中御諒察被為
遊、不肖盛貞ヲシテ能ク此情誼ヲ全フシ得ラルヘキ様御取計被成下度、依テ此段上申仕候、以上

明治十八年六月十四日

須田盛貞

御後見

松浦 詮殿⁽⁴³⁾

堂々巡りの応酬がつづき、收拾の見通しがつかない状況下で、松浦は史料8の文書を十月八日に宗族・親族へ送っ
ている。

【史料8】

- 一、義生殿須田を父之遺命ニより信用之精神之事
- 一、二ヶ年間云々精神之事

以上二ヶ条之精神全く悔悟改心是迄之前非氷解無之候而者、到底佐竹家安全之目的相立不申候事、

一、義生殿悔悟之実効無之、後見難相成候事、過日宗親御両族ノ御教諭相成一応悔悟之様相見候趣之処、忽須田
へ内々直書相渡候事件ニ付而者、頑然父之遺命を口実とし、取消ヲ両族後見人へ可陳謝存慮も無之、罪ミ一身
ニ引受候と安着之よし、然る時者更ニ悔悟之実無之ものと存候、譬者一時者奸人等ニ被迫書面相渡候とも、実
ニ御教戒を以改心悔悟致候ハ、如何様にも取消方心配令扶へ苦慮之相談も可有之候処、更ニ其義も無之、頑牢

明治期における大名華族と旧臣団（宮間）

決意ニ而者到底後見人信任之意無之事と被存候処、如此次第二相成候而者最早後見可仕目的も無之候間、宗親御両族ニ於て御協議を被遂、後見御解散被下度懇願仕候、何分只今之候ニ而者名義のみ担当仕候も不心候間、其刃御了察御処分希望之至存候、第一佐竹家之為を相考候得者再応之義候得共、徳大寺殿御初令今一応敷敷御教戒者勿論、此度者得と本人之精神御聞取申出次第席上ニ而書面御取相成、断然左右之者改選不都合之者共者門留等十分之御取締相成度、実ニ今日者佐竹家安危之決候時節と心配仕候、何卒御両族ニ於て御尽力之義呉々懇願仕候

本日御集会参上之心得之処、所勞不參仕候、依大意ケ条書ニて申上、他春竹へ囑託仕置候、宜敷御聞取御評議庶幾候也

十月八日

松浦 詮

宗親御両族各位玉机下(44)

義生が宗親族の意見をかたくなを受け入れないため、松浦らは宗親族会議の解散を提案しているが、一方で粘り強く佐竹家の財政再建策を検討している様子もうかがえる。この問題は、以後もしばらく尾を引き、決着するまでに紆余曲折があったが、最終的に須田は佐竹家の家政から追放される結果となった(45)。

(二) 旧臣たちの運動

ここまでみてきたように、御家騒動の家中で旧臣たちの間に対立が生じたが、その中で旧大館給人はどのように振る舞ったのであろうか。佐竹義堯の死後、中田太郎蔵は大館の各町の旧臣に呼びかけて代表者を集めて会議を開催した。その結果、御機嫌伺いをかねて総代一名を東京に派遣し、「今後御家政ノ儀ニ付献言」をすることに決定している。一八八四年(明治十七)十一月五日に在京の旧臣小林定脩より横山勇喜に対して「東橋御邸紛紜」の知らせが届くなど、大館にも佐竹家の情報は随時寄せられており、それらを踏まえた上で右の「献言」が画策されたのである。総代

人には平塚千蔵が選ばれ、平塚は十二月八日に佐竹邸にて養生に拜謁する。平塚は、しばらく東京に滞在して詳細な情報を何度かに分けて太郎蔵へ知らせている⁽⁴⁶⁾。大館の旧臣団が、養生に提出しようとした「献言」の具体的な内容は定かではないが、須田を排斥する方向で動いていたことは明らかである。

在京の旧臣のうち須田たちを家政から追放しようとする勢力は、「今日ノ衰運ニ至ラセラレ候テハ旧誼ノ至情坐視スルニ忍ビズ、何卒御殿御危を挽回シテ永遠ニ奉維持」ことを目的として代表者を秋田に派遣した⁽⁴⁷⁾。これに同調した秋田在住の「有志総代」稲川直清らは、一八八五年三月七日付けで太郎蔵と横山らに史料9の願書案を添えて大館の旧臣団へ賛同を呼びかけている。

【史料9】

私共県地ノ御旧臣二代リ謹テ血誠ヲ以テ奉忠言候、抑明治十四年以來御財政年ヲ逐テ御困難ニ至ラセラレ、現今ニ於テハ殆ト目下ノ御経用ニ御難シ遊サレ候儀ト遙ニ奉伺一同恐惧ノ至ニ堪ヘス、昨冬以來同志屢集会、将来御家政御維持方法御確立アラセラレ度百方審議仕候へ共、元來御財政上詳細了知仕ラス、何分允当ノ所見陳述上申ニ道無ク、就テハ其収支債額等都テ御財政ニ関渉スル事件御明示ノ儀御後見へ相伺、委細御垂示ニ相成拜見仕候所御財産モ既ニ過半御売却ニ相成候へ共、御負債ハ尚ホ依然トシテ十万余ノ巨額ニ有之、諸表参考一歳ノ出入ヲ概算スルニ支出收入ニ倍蓰シ、果シテ斯ノ如クナレハ、将来御維持ノ方法何ヲ以テ確立セラルヘキヤ、是時ニ方テ深識果斷ノ御雄拳アラセラレス、因循ニ時月ヲ経過セラレナハ傾覆支へ難ク、終ニ御衰亡ノ外他事無之、今ヤ華族条例等ノ御発令ニ際シ、実以テ至大至重一日モ忽諸スヘカラサル御場合ト恐懼ノ至ニ奉存候、抑王統以來七百有余年□□然ラシムル所ト雖人事ノ未タ尽サル所アルヲ以ナリ、私共數百年以來無量ノ御厚恩ニ浴シ、今ニ家名ヲ存シ罷在候へハ、旧誼ノ至情懇然坐視スル能ハス、県地ノ御旧臣遠境ノ者ニ至ルマテ洽ク協議ヲ尽シ、公議輿論ノ決スル所ヲ以テ赤心ヲ奉忠告候、既ニ斯ナル御場合ニ至ラセラレ候上ハ、御改革ノ有無ハ即チ御安危兩端ノ係ル所ニシテ實ニ御大事至極ト奉存候、然ルニ一方ヨリ之ヲ論スレハ

顯徳院様薨御以來未タ

一歳ナラスシテ御旧法ヲ御改革ト申スコトハ、御孝道ヲシテ素ヨリ忍セラレサル儀ト千万奉拝察候へ共、御累代ノ御家目下興廢ニ関渉スル至重ノ事件ニ候へハ中々以尋常ノ事ニ無之、御家ハ即チ御累代様ノ御家候へハ忍ハレ難キコトヲモ忍セラレ候テ、決然特殊ノ御大革ナシオカレ、此ノ危類ノ御家運ヲ御挽回遊サレ候へハ、權衡輕重ノ度ヲ得サセラレ、却テ御孝道ノ第一義ト奉存候、若シ此ノ一大基礎タル御所置ニ於テ御断行無之候テハ、士民解体益憂疑ヲ生ス、翕然一致ノ全力ヲ尽シテ御告諭ノ御趣意ニ奉報答ノ精神ニ至リ、□ク此レ私共□モ切ニ奉憂慮所ニ御坐候、且又数千ノ御旧臣ニシテ此御傾危ヲ奉扶持兼、終ニ御衰亡ニ至ラセラレ候テハ、何ノ顔セアツテ再ヒ御廟ニ入テ御先代様ヲ可奉拝様無之、天下ノ人ニ対シテ佐竹旧臣ト名称スル面目モ無之、私共一身モ御家ト共ニ沈淪仕候事ニ候へハ、惓々忠愛ノ至情深ク御亮納被成下、非常ノ御明断ヲ以テ非常ノ御大革ヲ行セラレ、永世不拔ノ御基礎ヲ立サセラレ、御家運ヲシテ永ク王室ト共ニ無窮ニ保セラレ、上ハ御先代様ノ御神靈ヲ奉安、下ハ御旧臣民ノ冀望ニ答セラレ、後代マテモ御賢明ヲ奉仰候様アラセラレ度、泣血奉懇禱候、誠恐誠懼頓首百拝謹言

明治十八年四月 日

県地御旧臣惣代人

姓 名⁽⁴⁸⁾

「遠境」にいる旧臣も含め、「公議輿論ノ決スル所」として作成された建言書だと謳われている点が特徴的である。大館の旧臣団は、呼びかけに応じて県内各地から集まった旧臣たちの寄合の場に参加し、その場において、史料9とあわせて史料10が決議された。

【史料10】

議決

目的

一、旧主家の御維持法ヲ經理スル事

方法

一、旧藩士之輿論ヲ一定スル事

一、御家政ノ組織ヲ革釐スル事

一、諒鏡院様及従五位公へ忠言スル事

一、時宜ニヨリ親宗御両族ニ情願スル事

一、時宜ニヨリ華族局或ハ宮内省へ歎願スル事

一、右周旋トシテ総代三人ヲ出京セシムル事⁽⁴⁹⁾

この議決と史料9の願書は、旧領在住の旧臣の総意として表明されたものである。佐竹家の危機的状况に直面して秋田在住の旧臣が全県的に一体性をもったことが見て取れる。一方で、史料9・史料10を決議したプロセスをみると、旧秋田藩の旧臣の基礎単位は、旧領に分散する小集団であったことも理解される。

四 その後の旧大館給人と佐竹家

(一) 佐竹義生の来県

佐竹家の御家騒動に際しては、旧領の旧臣たちに一体感が生まれたが、その後も基礎的な結合の単位は揺らいでいない。

たとえば、一八九九年(明治三十二)に、佐竹義生が来秋した際、大館にも来訪しているが、この時大館の旧臣団は、旧大館給人二十五名による歓迎委員会を発足させ、旧藩士民をあげて歓迎行事を準備した。中田太郎蔵邸が「御旅館」とされ、公立大館病院の楼上広間にて歓迎大会が実施されている。歓迎行事の内容を検討した文書が史料11で

ある。

【史料11】

歓迎（其一）

彰表式ノ事

一、佐竹侯ノ御臨場ヲ請ヒ、大館町民ニシテ忠、孝、貞ニ中其何レカ最モ顯著ナルモノヲ詮考シ彰表式ヲ舉行スル事

二、詮考及挙式ニ関シ、委員十名ヲ撰挙スル事

三、彰表ニハ物品ト賞状ヲ贈与スルコト

四、其費用ヲ十円トシ、有志ヨリ拠出スル事

（其二）

招魂社参拝ノ事

一、佐竹家ト戊辰戦争ハ離ルベカラザル関係ヲ有ス、故ニ御来遊ヲ機トシ戦死者ノ遺族ヲ招集シテ、佐竹侯ト共ニ参拝スル事（二十七八年役戦死者モ同）

二、現在ノ招魂標ハ荒畑蔓草裡ニアリテ祀ラレザルノ鬼ニ似タリ、是レ忠魂ヲ待ノ道ニアラズ、少シク修補ヲ加ヒ、以テ神威ヲ明ニスベシ

（其三）

一、田秧ヲ御観ニ供シ観農ノ一端トスベキ事

（其四）

一、大館産物、曲物、塗物、織物等ヲ献上スル事
（其五）

- 一、総テ歡迎ハ質素ヲ旨トシ、決シテ都様ヲ学ビ、世人ノ笑ヲ買フガ如キ事アル間敷事
- 一、大館人中等以上日常ノ生活ヲ以テ程度トスル事⁽⁵⁰⁾

これは、旧大館給人の一人が提案して検討されたもので、実施されたのかは判然としないが、大館在住の旧臣団の志向は読み取れる。「其二」で挙げられている戊辰内乱は、前述したとおり大館の旧臣団にとって象徴的な集会的記憶である。大館の戦いの戦死者を慰霊する「記憶の場」には、佐竹家との君臣関係を確認する場として役割が期待されていたと理解できる。

(二) 佐竹家への土地献上

一八七二年(明治五)に大館長倉町に在住していた旧給人によつて結ばれた「貢献条約」はその後も継続しており、二十八年の運用を経て一八九九年(明治三十二)には積立金が五千円まで増殖していた。長倉町の旧臣団は、これを資金として土地を購入し、九月三十日に佐竹義生へ献上を願ひ出て十月五日に「奇特之至」として嘉納されている⁽⁵¹⁾。

【史料12】

上願書

時世ノ変遷ニ依リ遠ク東京ニ御遷邸被遊候コト、相成候ニ付、祖先以来累世洪大ノ御恩沢ヲ蒙候、万一二奉報度衷情ヨリ去ル明治五年中私共町内御旧臣一同申合セ、各自ノ録高ニ応シ、若干米ヲ醸出シ、漸次増殖ノ上土地ヲ購入シ、其作得米ヲ以テ永世貢献ノ備ヲ相立申度企画仕候処、世事意ノ如クナラス、創始以来二十八年間ノ経営ヲ経テ僅ニ五千円ニ達シタルニ過キズ、私共一同ニ於テ初志ヲ貫キ兼候儀ハ極メテ遺憾ニ有之、殊ニ些末ノ金額何ノ御用ニモ相立申間敷ト奉存候得共、此度右現在金額ヲ以テ献納仕候事一同評決仕候間、微衷御酌量アラセラレ御採納被遊下度、別冊貢献申合書并ニ出米人別書相添謹テ奉上候、誠恐誠惶謹言⁽⁵²⁾

明治期における大名華族と旧臣団(宮間)

この願書は、「御田臣大館長倉町士族総代」の肩書きをもつ中田太郎蔵・泉皆吉を筆頭人として提出された。献上された土地の管理は、佐竹家からそのまま太郎蔵に委嘱され、中田家の当主はこれ以降佐竹家にかわって代々地主経営を行った。「中田家文書」に一九四七年（昭和二十二）の「佐竹家地料帳」⁽⁵⁾が伝存しているので、華族制度が廃止されるまでこの関係は存続したことが確認される。中田家は、佐竹家所有地の地主経営を通じて、敗戦後まで佐竹家の経済の一端を支え、君臣関係を持続することになった。

(三) 長倉親和講

佐竹家に土地が献上されたのと同じ一八九九年（明治三十二）に、長倉町の旧臣らは「長倉親和講」を立ち上げた。史料13はその定款である。

【史料13】

長倉親和講定款

第一条 本講ハ其資産附則第一条ニ例記スル各人ノ貯蓄金ヨリ成立シ、其出金者親和相互救恤スルヲ目的トナシ

永遠ニ之ヲ実行ス

第二条 本講ヲ長倉親和講ト称ス

第三条 本講ハ秋田県北秋田郡大館町東大館ニ事務所ヲ設置ス

救恤

第四条 本講ニ於テ救恤ヲ為ス、附則第一条ニ定メタル卒六名又ハ其相統者ニ限ル

第五条 本講ニ於テ救恤スルハ左ニ掲クル項目ノ一ニ該当スルモノヲ救恤ス

一 疾病ニ罹リ生計困難ナルモノ

二 窮困シテ老幼ノ家族多キモノ

三 鰥寡孤独ニシテ他ニ因ルナキモノ

四 不具廢疾ニシテ生計ヲ立ツル能ハサルモノ

第六条 本講救恤額ハ理事會議ヲ以テ之レヲ定メ本年ムルト雖トモ一ケ年金五拾円以内トス

第七条 第五条救恤各項ニ天災時變若クハ凶歳ニ際シ、飢餓ニ迫リ疾病ニ苦ミ傷痍ヲ被リ、又ハ寒暑ヲ防ク能ハサルモノアルトキハ、県庁ノ認可ヲ經テ非常救恤ヲ行フモノトス

役員

第八条 本講ノ事務ヲ処理セシムル為メ左ノ役員ヲ置ク

理事 五名

但シ、理事中互撰ヲ以テ理事長一名ヲ撰定スルモノトス

監査員 三名

第九条 理事ハ共同シテ本講ヲ代表シ、本講一切ノ事務ヲ処理ス

第十条 理事在任期ハ五ケ年トス、改任又ハ其他ノ原因ニ依リ補欠ヲ要スルトキハ在任ノ理事ニ於テ出金者中名理及ヒ財産アルモノヲ推撰シ県庁ノ認可ヲ經テ依嘱ス

第十一条 監査員ハ理事ノ勤惰救恤ノ適否及ヒ財産ノ出納ヲ監査スルモノトス、若シ不当ノ処置ヲ發見スルトキハ、監督官署ニ報告スヘシ

第十二条 監査員ノ任期ハ三ケ年トス、改任期又ハ其他ノ原因ニヨリ補員ヲ要スルトキハ在任ノ理事及監査員合同協議ノ上、出勤者中名望及ヒ資産ヲ有スルモノヲ撰定シ、県庁ノ認可ヲ經テ依嘱ス

第十三条 理事及ヒ監査員ハ俸給又ハ手当ヲ受クルコトナシ

財産管理

第十四条 本講ノ資産ハ現金又公債証書ヲ以テ保管ス、資産増殖スルトキハシタルトキハ、米糶又ハ耕地トスル

明治期における大名華族と旧臣団（宮間）

コトアルヘシ、此場合ハ県庁ノ認可ヲ経テ実行ス

第十五条 現金又ハ公債証書ハ理事ノ撰定セル銀行又ハ財産家ニ寄託ヲ為シモノトス

第十六条 本講ノ經常費ハ左ノ項目ニ分チ、毎年ノ収益ヲ以テ支弁ス

一 平時救恤費

二 財産管理費

三 雜費 備品・消耗品及び儀式費等

第十七条 金穀ノ支出ハ理事三名以上ノ決議ヲ経ルニアラサレハ、之ヲ為スコトヲ得ス

第十八条 毎年一月ニ於テ、前年中ノ金穀出納精算ヲ為シ、県庁ニ届出スヘシ

雜則

第十九条 本講ハ創立紀念トシテ毎年一月二十六日儀式ヲ執行シ、出金者及ヒ其子孫ニ酒饌ヲ分与ス、本講ニ於テ顕著ナル慶事アルトキハ臨時ニ儀式ヲ挙ケ、出勤者及其相続人ニ酒饌ヲ頒ツ

第二十条 本講創立ニ際シ出金シタルモノ、及ヒ其承權人ハ何等ノ事情アルモ其出金ノ返附償還ヲ求ムル權利ヲ有セス、又本講ノ財産及ヒ事務ニ関シ何等ノ權利ヲモ有スルコト無シ

附則

第一条 本講定款第一条ノ出金者及ヒ第四条ノ救恤ヲ為シ、人名ハ左ノ如シ

卒論六人 何某

同(54)

佐竹家に献上した土地を購入した際の残額を運用することで「永遠保存」の相互扶助組織として成立したのが長倉親和講であった。佐竹家への「貢献」を通じて旧臣団の結合が高まり、それがもたくなって旧臣たちによる生活のための互助組織が誕生したのである。大館長倉町の旧臣団にとって佐竹家との君臣関係や旧臣同士の結びつきは、「旧

誼」だけではなく現実の生活を維持するためのつながりでもあったことを確認しておきたい(55)。

おわりに

本稿では、大館に居住していた佐竹家の旧臣団を中心に、旧藩社会を構成する小集団の動向を検討した。詳細はくり返さないが、分析の結果明らかになったことを要約すると左のとおりとなる。

旧大館給人は、近世段階からの社会関係を廃藩後も維持し、自律した存在として佐竹家と関係をつないできた。大館地域の旧臣たちを結びつける最小単位は所属する町であり、その上位に旧大館給人の集団が存在した。さらに上層には、旧領である秋田県に在住する旧臣全体の集団が位置するが、全県的な旧臣意識が表面化するのには限られた場面のみであった。本稿で話題の中心となった御家騒動は、佐竹家の存亡に関わる一大事であり、旧主家を持続するため一時的に結合が強化されたといえる。他方、そうした特殊な環境におかれた時以外は、小集団がそれぞれの利害に基づいて独自の論理で判断し、動いていたことも本稿を通じて確認できた。

以上から、旧藩社会が内包する複層的な構造の一端が示せたが、これが他の事例にも敷衍できるか否かを検討することは今後の課題である。秋田藩のように大規模な家臣団と広大な領地を有した旧大名には、類似の構造があるかと予測するが、一〇万石未満の小規模な旧藩にそのまま適用できるかは特に慎重な検証が必要となる。

【付記】 本稿は、JSPS科研費21H00571(基盤研究B・研究代表者：宮間純一)およびJSPS科研費17H02391

(基盤研究B・研究代表者：須田努)の助成による成果の一部である。

「宇和島伊達家文書」の閲覧にあたっては、仙波ひとみさんに大変お世話になった。記して感謝申し上げる。

註

七八

- (1) 大久保利謙『大久保利謙歴史著作集三 華族制の創出』(吉川弘文館、一九九三年) 所収の各論考。
- (2) 千田稔「華族資本の成立・展開―一般の考察」、『社会経済史学』五二―一、一九八六年)、同「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」、『土地制度史学』二九―四、一九八七年)、同「華族資本の成立・展開―明治・大正期の旧土浦藩主土屋家について」、『社会経済史学』五五―一、一九八九年)。
- (3) 大名華族は、華族制度発足時から用いられていた呼称ではないが、本稿では便宜的に大名出身の華族を指す用語として使用する。
- (4) 政治史・制度史の分野では、刑部芳則『明治国家の服制と華族』(吉川弘文館、二〇一二年) や久保正明『明治国家形成と華族』(吉川弘文館、二〇一五年)、大名華族家の財政を主題にした研究としては、三浦壮「近代徳山毛利家の不動産取引について」、『経済学論集』八三、鹿兒島大学、二〇一四年)、寺尾美保「大名華族資本の誕生―明治前・中期の島津家の株式投資を通じて―」、『史学雑誌』一二四―一、二〇一五年)、松村敏「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程―藩政から華族家政へ―」、『商経論叢』五三―一、二、二〇一八年)、宮間純一「大名華族家における地主経営に関する一考察―下総佐倉堀田家の事例から―」(『紀要 史学』六六、中央大学文学部、二〇二一年) などが最近の成果として挙げられる。前者は、大久保利謙の仕事を肯定的に受け止めても経済主体としての性格はきわめて多様」と指摘しているのとおり、かつて論じられていた華族批判のための「華族資本」研究ではなく、各家の個性を解明する研究が進められている。
- (5) 柳教烈「華族と地域―明治憲法体制の確立期を中心に―」(『神戸大学史学年報』一〇、一九九五年)。
- (6) 内山一幸「明治家の旧藩主家と社会―華土族と地方の近代化―」(吉川弘文館、二〇一五年)、六頁。
- (7) 前掲内山「明治家の旧藩主家と社会」。
- (8) 真辺将之「明治期「旧藩士」の意識と社会的結合―旧下総佐倉藩士を中心に―」(『史学雑誌』一一四―一、二〇〇五年、同『西村茂樹研究―明治啓蒙思想と国民道徳論―』(思文閣出版、二〇一〇年) 所収)、布施賢治「育英事業と人材観―最上育英会と旧藩意識・土族意識・実業との関係から―」(『米沢史学』二五、二〇〇九年)、友田昌宏「明治期における旧藩君臣関係の諸相―米沢藩を事例として―」(『歴史』一二六、二〇一六年)、宮間純一「小藩」における旧藩の社会的結合―上総久留里藩を事例に―(松尾正人編『近代日本成立期の研究 地域編』岩田書院、二〇一八年)、上符達紀「明治期における旧藩主家と旧藩士民の結合―公爵毛利家の事例を中心に―」(『山口県史研究』二八、二〇二〇年)、濱田恭幸「明治前期における土族授

産事業と旧藩社会―石川県を事例に―(『待兼山論叢』五四、二〇二〇年)、林幸太郎「大名華族と同郷会―旧犬山藩主成瀬家を事例に―」(『研究紀要』五五、徳川林政史研究所、二〇二一年)ほか。なお、研究史の現状と課題に関する筆者の見解は、『歴史評論』二〇二二年四月号に掲載される予定の論稿で示した。

(9) 後藤致人「明治における華族社会と士族社会―明治の「お家騒動」をめぐる―」(『文化』六〇―三・四、一九九七年)同「昭和天皇と近現代日本」吉川弘文館、二〇〇三年)所収、前掲真辺「明治期「旧藩士」の意識と社会的結合」、友田「明治期における旧藩君臣関係の諸相」、宮間純一「地域における明治維新の記憶と記録」(『日本史研究』六七九、二〇一九年)、前掲濱田「明治前期における士族授産事業と旧藩社会」ほか。

(10) 大名華族家の御家騒動に関する研究は、前掲後藤「明治における華族社会と士族社会」、千田稔「明治・大正・昭和華族事件録」(新潮文庫、二〇〇五年)、刑部芳則「武家華族の御家騒動―松平忠和と島原騒動を中心に―」(『明治維新史研究』一二、二〇一四年)などがある。

(11) 千田稔「旧秋田藩諸侯の侯爵佐竹家騒動」(『歴史読本』四八―四、二〇〇三年)、および前掲「明治・大正・昭和華族事件録」、三八九―三九二頁。どちらも内容は同じ。

(12) 大館市史編さん委員会編『大館市史』二(大館市、一九七八年)、国文学研究資料館学術資料部編『史料目録第一

〇九集 秋田県北秋田郡大館町中田家文書目録』(人間文化研究機構国文学研究資料館、二〇一九年)。

(13) 笹嶋定治編『大館戊辰戦史』(名著出版、一九七三年)、三九二―三九六頁。

(14) 前掲『大館市史』第二巻、四五頁。

(15) 「秋田県北秋田郡大館町中田家文書」(国文学研究資料館所蔵)。以下、「中田家文書」と略記する。

(16) 宮間純一「戊辰内乱の記録と記憶―「大館戦争」の事例から―」(『国文研ニューズ』四八、二〇一七年)、同「戊辰内乱の記録―「大館の戦い」における軍功記録の分析―」(中央大学人文科学研究所編『地域史研究の今日的課題』中央大学出版部、二〇一八年)。

(17) 前掲『史料目録第一〇九集 秋田県北秋田郡大館町中田家文書目録』。

(18) 「佐竹文庫」A二八八・二・三九〇(秋田県公文書館蔵)。

(19) 大石怜子「明治期における東北一地主の展開―旧秋田藩士N家の場合―」(『史学雑誌』六六一―、一九五七年)、「中田家文書」二五F三三。

(20) 大館の戦いについては、前掲『大館市史』二・『大館戊辰戦史』、大館市史編さん委員会編『大館市史』三・上(大館市、一九七八年)参照。

(21) 軍功記録のほかに太郎蔵の手になる「出兵日記」(中田家文書)二五F二四―一)が、大館の戦いの概況をうかが

い知れる記録としてのごさされている。

- (22) 前掲「戊辰内乱の記録と記憶」。
- (23) 前掲「戊辰内乱の記録と記憶」。
- (24) 前掲「明治期における東北一地主の展開」。
- (25) 前掲「史料目録第一〇九集 秋田県北秋田郡大館町中田家文書目録」。
- (26) 前掲「史料目録第一〇九集 秋田県北秋田郡大館町中田家文書目録」。
- (27) 「中田家文書」二五F六七八―二。
- (28) 「中田家文書」二五F六七八―二。
- (29) 「中田家文書」二五F九〇―二。
- (30) 「中田家文書」二五F九〇―二。
- (31) 「公文録」明治十四年・第二百二十三卷・明治十四年・宮内省(附録)(国立公文書館所蔵、公〇三二二八―一〇〇―二九)。
- (32) 「公文録」明治十四年・第二百八十六卷・明治十四年・公文録官吏進退叙位(公〇三二九八―一〇〇―三六)。
- (33) 「中田家文書」二五F二一四。
- (34) 「中田家文書」二五F二一四。
- (35) 「中田家文書」二五F二一一。
- (36) 「中田家文書」二五F二七三―一。
- (37) 「中田家文書」二五F二七三―一。
- (38) 「中田家文書」二五F二七三―一六―五。
- (39) 義理は旧相馬中村藩主相馬充胤三男。また義堯は相馬益

胤三男。

- (40) 「中田家文書」二五F二七三―四―一―九。以下、本章の記述・引用は特に断らない限り、同史料に拠る。
- (41) 「中田家文書」二五F二七三―四―一三。
- (42) 前掲千田「旧秋田藩諸侯の侯爵佐竹家騒動」は、山岡鉄太郎が志賀直道に佐竹家からの貸金回収を相談したことが、須田らが宮内省へ喚問された背景にあると推定しているが、そのことを跡付ける一次史料を確認できなかった。
- (43) 「宇和島伊達家文書」戊―一―〇六二四―一七(公益財団法人宇和島伊達文化保存会蔵)。
- (44) 「宇和島伊達家文書」戊―一―〇六五五―四八―〇〇。
- (45) 今井義孝監修『新秋田叢書』一―二卷(歴史図書社、一九七二年)所収の「伊頭園茶話」(一五二頁)によれば、須田と旧藩士の吉田正吉・田代綱振は、一八八六年に窃盗の疑いで取り調べられ、裁判の結果十二月に須田と田代は有罪判決を受けている。
- (46) 「中田家文書」二五F二七三―一三。
- (47) 「中田家文書」二五F二七三―一四―一。
- (48) 「中田家文書」二五F二七三―一四―四。本史料は、原本の綴じ目の位置により判読できなかった部分がある。字数がわかる部分は□で、わからない場合は□□で示した。
- (49) 「中田家文書」二五F二七三―一四―一三。
- (50) 「中田家文書」二五F二二二―一〇―二―一。

- (51) 「中田家文書」二五F六八八―七。
(52) 「中田家文書」二五F六八八―七。
(53) 「中田家文書」二五F四四―三七。
(54) 「中田家文書」二五F一四四―一。

(55) 旧藩社会の諸関係が、情誼だけではなく利欲的追求によって維持されていたことは、前掲内山『明治家の旧藩主家と社会』などでも指摘されてきたところである。

